

2 訪問入浴介護（介護予防訪問入浴介護）

<人員基準のポイント>

- ・ 管理者（1人 管理上支障がない場合は、看護職員又は介護職員との兼務可）
- ・ 看護職員（1人以上）
- ・ 介護職員（2人以上（ただし予防は介護職員1人以上））
※ 看護職員又は介護職員のうち1人以上の常勤職員を置く。

<設備基準のポイント>

- ・ 事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の事務室（兼用可。他の事務を行う場所とは区分すること）
- ・ 利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペース
- ・ 浴槽、車両等の設備及び備品（感染症予防に必要な手指を洗浄する設備等に配慮する必要がある）
- ・ 浴槽等の設備、備品等を保管するスペース（倉庫、駐車場等）

<運営基準のポイント>

- ・ 管理者は事業所を一元的に管理し、従業者に基準を遵守させること。
- ・ 運営や利用料等の重要事項を記載した文書を交付して説明し、同意を得ること。
- ・ 原則として、利用申込みに対して応じなければならないこと。
- ・ サービス提供困難時には、他事業者の紹介等必要な措置をとること。
- ・ 受給資格等を確認し、認定審査会の意見に配慮すること。
- ・ 要介護（要支援）認定申請（更新）等を援助すること。
- ・ 居宅介護支援事業者等のサービス提供事業者との密接な連携に努めること。
- ・ 居宅サービス計画の作成や変更の援助をすること。
- ・ サービス提供、従業者、設備、会計等に関する記録を整備し、保存すること。
- ・ 法定代理受領サービスとなる場合とそれ以外の場合で、利用料に不合理な差を設けないこと。
- ・ 利用者の選定により提供する特定のサービス費（通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費、特別な浴槽水等に係る費用）について、利用者から実費相当額を徴収できること（あらかじめ利用者又はその家族に対し説明し、原則として文書により同意を得ること。）。
- ・ 訪問入浴介護は、従事者3人で、うち1人を責任者として、適切に提供すること。
- ・ 不正又は故意に要介護（要支援）状態を生じさせた等と認められた者について、市町村に通知すること。
- ・ 利用者に急変等が生じた場合、主治医への連絡等の措置を講じること。
- ・ 事業内容や利用料等の重要事項を運営規程に定めること。
- ・ 事業の適切な実施に必要な勤務体制、研修の機会等を確保すること。
- ・ 衛生管理等に努めること。
- ・ 運営規程の概要、勤務体制等の重要事項を事業所に掲示すること。
- ・ 従業者や従業者であった者は、利用者や家族の秘密を保持し、同意なく提供しないこと。
- ・ 虚偽又は誇大な広告を行わないこと。
- ・ 居宅介護支援事業者に利益供与を行わないこと。
- ・ 苦情処理体制を整えて、苦情に迅速かつ適切に対応すること。
- ・ 利用者の苦情に関して、市町村が実施する介護相談員事業等に協力するよう努めること。
- ・ 事故発生時には、家族等への連絡、損害賠償等の措置を速やかに講じること。
- ・ 事業所ごとに経理を区分し、他事業と会計を区分すること。

※ 以下の事項については、次のような取扱いとなります。

- (1) 「協力医療機関との契約の内容」については、サービス提供時に利用者に病状の急変が生じた場合等のため、協力医療機関との間で取り交わしている契約書等の写しを添付してください。
- (2) 利用者の心身の状況により全身入浴が困難な場合には、利用者の希望により、清拭や部分浴を実施するなど、適切なサービスに努めてください。
- (3) サービスの提供に用いる設備、器具等の安全衛生については、マニュアルを作成するなど、従事者に徹底させてください。また、利用者側が留意すべき事項についても守られているか必ず確認してください。